

あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部会議での決定事項について

あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記のとおり決定した。

記

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、令和5年5月8日以降における市の対応について、以下のとおりとする。

- (1) 「あきる野市公共施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」及び「あきる野市の新型コロナウイルス感染者に関する情報の公表について」を廃止する。
- (2) 自宅療養者への食料品の支援及びパルスオキシメーターの貸与は終了する。
- (3) 市役所本庁舎における感染対策について、
 - ア 入場時の検温は、当面の間継続する。
 - イ 入口等への消毒液の設置は、当面の間継続する。
 - ウ カウンターに設置しているアクリル板等の仕切りは、当面の間継続する。
- (4) 五日市出張所等の公用施設等については、市役所本庁舎の対応に準ずることとする。